

恵風荘 在宅介護支援センター 運営規程

第1条（目的）

恵風荘 在宅介護支援センターは、介護保険法の理念に基づき利用者がその有する能力に応じ自立した生活を送れるよう、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

第2条（運営方針）

1. 利用者が要介護状態になった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行うものとする。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが施設等の多様なサービスを多様な事業所の連携により、総合的かつ効果的に提供するように配慮し求めるものとする。
3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公正、中立に行うものとする。

第3条（事業の名称）

この事業を行う事業所の名称は「恵風荘 在宅介護支援センター」（以下「事業所」と称する）。

第4条（事業所の設置）

事業所は、岡山市中区国富769-1に事務所を設置する。

第5条（実施主体）

事業の実施主体は、社会福祉法人 恵風会とする。

第6条（従業者の種類、員数及び職務内容）

1. 管理者 1名（常勤）
事業所を代表し、業務の総括にあたる。
2. 介護支援専門員等
介護支援専門員4名以上（管理者1名含む）
（イ）第2条の運営方針に基づく業務にあたる。
（ロ）利用者35名またはその端数を増すごとに1名を標準とする。
3. 職員の資質向上のために採用時及び定期的研修を確保する。
4. 職員が常に清潔保持、健康状態について必要な処置を行う。
5. 事務職員1名（常勤または非常勤職員）
必要に応じて事務職員を配置し、事務業務を行う。

第7条（営業日及び営業時間）

1. この事業は、毎週月から土曜日迄とし、国民の祝日及び8月13日から15日、12月30日から1月3日までの年末年始を特別休暇とする。但し、休日であっても電話により24時間連絡可能な体制にする。
2. 営業時間は月曜日から金曜日までは午前8時30分から午後6時00分迄、土曜日は午前8時30分から午後5時30分迄とする。

第8条（指定居宅介護支援の提供方法）

指定居宅介護支援の提供方法は、次の通りとする。

1. 利用者の相談を受ける場所 事業所の相談室
2. 使用する課題分析の種類 居宅サービス計画ガイドラインによる独自の方式
3. サービス担当者会議の開催場所 事業所の会議室、その他
4. 介護支援専門員の居宅訪問頻度 1回/月 以上

第9条（居宅介護支援の内容）

1. 居宅介護サービス計画の作成

[居宅介護サービス計画の担当配置]

- ・ 介護支援専門員は居宅介護サービス計画の作成に関する業務を行う。

[利用者等への情報提供]

- ・ 居宅介護サービス計画作成開始にあたっては、利用者及び家族に対し、当該地区における指定居宅サービス事業所等の名簿、サービス内容、利用料等の情報を提供し、利用者又はその家族がサービスの選択を可能にするように支援する。

[利用者の実態把握]

- ・ 介護支援専門員は居宅介護サービス計画作成にあたって利用者の有している能力、提供を受けているサービス等、そのおかれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するために解決すべき課題を把握する。

[居宅介護サービス計画の原案作成]

- ・ 介護支援専門員は、利用者、家族の希望並びに利用者について把握した課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅介護サービス計画の原案を作成する。

[担当者会議]

- ・ 介護支援専門員は、サービス担当者会議を開催し、当該居宅介護サービス計画の原案内容について、担当者から専門的な見地から意見を求めるものとする。

[利用者の同意]

- ・ 介護支援専門員は、利用者又はその家族等に対し、サービスの種類、内容、費用等について説明し、文書により利用者の同意を得る。

2. 指定居宅サービス事業者 その他の者との連絡調整

介護支援専門員は、居宅介護サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者との連携を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握及び利用者の課題把握を行い、必要に応じて居宅介護サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供を行う。

第10条（利用料、その他費用の額）

1. 事業所は、申請支援、居宅介護サービス計画費については、利用者その家族から一切の費用請求は行わない。
2. 指定居宅介護支援を行う場合に要した交通費については徴収しない。

第11条（通常の実施地域）

事業所の事業の実施地域は、岡山市内とする。（旧御津町、旧灘崎町、旧瀬戸町、旧建部町を除く。）

第12条（法定代理受領サービスに係る報告）

1. 事業所は、毎月岡山市に対し、居宅介護サービス計画において位置づけられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスに関する情報を記載した文書を提出する。
2. 事業所は、居宅サービス計画に位置づけられている基準該当サービスに係る特例居宅介護サービス費又は特例居宅支援サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村(当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合)については、当該国民健康保険団体連合会)に対して提出する。

第13条（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

利用者が、他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他、利用者からの申し出があった時には当該利用者に対し、直近の居宅介護サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付する。

第14条（秘密保持）

事業所の介護支援専門員やその他の職員は、在職中はもとより退職後においても、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。またその必要な措置を講ずる。

第15条（その他運営に関する重要事項）

1. 事業所の会計は他の会計と区別し、毎年4月1日から翌年の3月31日の会計期間とする。
2. 事業所の運営規定の概要、介護支援専門員、その他職員の勤務体制、サービスの選択に必要な事項を見やすい場所に掲示する。
3. 介護支援専門員は、利用者に対し、特定の在宅サービス事業者等によるサービス利用の強要又は、当該事業者からその対償として金品その他財産上の利益を收受してはならない。
4. 事業所には、設備、備品、職員、会計、に関する記録野整備を行う。
また、居宅サービス計画、サービス担当者会議の記録、その他の指定居宅介護

支援の提供に関する記録を整備するとともにその完結の日から5か年間保存する。

第16条（事故発生時における対応方法）

1. 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
2. 事業者は、指定居宅介護支援の提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
3. 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

第17条（虐待の防止のための措置に関する事項）

1. 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備。
 - (3) 虐待の防止に関する責任者の選定。
 - (4) 従業者に対する虐待の防止のための研修を定期的実施。
 - (5) その他虐待防止のために必要な措置。
2. 事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たり、当該事業所及び居宅サービス事業所の従事者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第18条（成年後見制度の活用支援）

事業者は、適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

第19条（苦情解決体制の整備）

1. 事業者は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
2. 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3. 事業者は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

附則 この運営規程は平成16年4月1日より施行する。

この運営規程は平成18年4月1日より施行する。
この運営規程は平成18年4月17日より施行する。
この運営規程は平成19年4月 1日より施行する。
この運営規程は平成19年6月 1日より施行する。
この運営規程は平成21年4月 16日より施行する。
この運営規程は平成24年10月 1日より施行する。
この運営規程は平成25年4月 1日より施行する。
この運営規程は平成25年11月 1日より施行する。
この運営規程は平成25年12月 1日より施行する。
この運営規程は平成26年4月 1日より施行する。
この運営規程は平成26年4月 16日より施行する。
この運営規程は平成27年4月 1日より施行する。
この運営規程は平成27年7月 1日より施行する。
この運営規程は平成27年8月 1日より施行する。
この運営規程は令和2年5月12日より施行する。
この運営規程は令和2年10月1日より施行する。
この運営規程は令和3年4月1日より施行する。
この運営規程は令和4年7月16日より施行する。